

俱楽部たより

2018.5

つるま法律俱楽部

4月8日、名古屋市千種区今池の「和菜SALOONガス燈」において120名の皆様にご参加いただき、鶴舞総合法律事務所開所「30周年のつどい」を開催しました。



法律俱楽部会員さんと廣田弁護士による群読
「見よぼくら一錢五厘の旗」のオープニング



石塚徹弁護士、廣田真紀弁護士紹介



安井一大弁護士による漫談



合唱団 ピースアンサンブル



元所員紹介 挨拶

所員紹介 挨拶

当事務所は本年4月8日に設立30年を迎えました。これもひとえに、つるま法律俱楽部の会員の皆様をはじめとする多くの方々のご指導ご支援の賜物と、深く感謝申し上げます。

1988年、身近な場所にすぐ相談できる法律事務所がほしいという方々のお力で設立され、事務所名も決めていただきました。庶民のための法律事務所として、金銭貸借、借地借家、交通事故、相続、商取引、債務整理、労働問題、刑事事件など、幅広く生活と営業に関わるご相談に応じ、他の専門職や諸団体とも協力して解決のお手伝いをしてきました。

事務所の一角を地域の皆様に開放し、さまざまに利用していただいてもいます。

今後とも所員一同皆様のお役に立てるよう力を発揮してゆこうと考えております。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

鶴舞総合法律事務所
弁護士 小島高志

鶴舞総合法律事務所開所30周年に寄せて

私大教連事件関係事件、全て勝利ないし勝利的和解

中村 浩也（東海地区私立大学教職員組合連合副委員長）

開所30周年のつどい当日は、東海私大教連を代表して渋谷委員長（中京大学教職員組合選出）からあいさつさせていただきました。

鶴舞総合法律事務所に受任していただいた97年度以降の東海私大教連関係の労働事件・刑事事件15件は全て勝利ないし勝利的和解で終結したこと、そのことが組合活動の強化に大いに貢献したことをご報告し、情勢が厳しくなる中で今後もお世話になる旨を述べさせていただきました。



大学教員の教育・研究活動は権利性を有する

東海私大教連は、大学における教育研究活動の権利性の確立をめざし、小島弁護士と石塚弁護士とともに、「大学教員の教育・研究は権利性を有する」という裁判所の判断を勝ち取ってきました（以下参照）これらは、今でも国公立の組合も含めた大学教職員組合で大いに活用すべき内容を含んでいます。現在継続中の中京大学事件、名芸大事件でも負けられません。東海私大教連も頑張ります。

○鈴鹿医療科学大学事件 津地裁仮処分決定 2012年3月29日

大学教員の「職務の本質的な部分は、教育・研究にあるといえる。…かかる職務は、教育職員にとって、雇用契約上の義務にとどまらず権利的な側面を有することは否定できない。」

○同一事件 津地裁判決 2013年6月28日

本件配置転換命令は、…研究者・教育者としてのキャリアを積み重ねてきた原告に通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせるものであり…、人選及び配置転換に至る手続きにも問題があったというべきであるから、権利を濫用したものとして無効というべきである。

○同事件 名古屋高裁判決 2014年1月30日

被控訴人が精神的苦痛を受けたことは明らかであり、研究者・教育者としての評価や昇進の場面でも不利益を受けると考えられることなどの諸般の事情を考慮すると、本件配置転換命令により被控訴人が受けた無形的な損害の額は●●●万円と認めるのが相当である。

自己の研究成果を講義という形で学生に伝え、それに対し単位認定することと、単位認定決定権限がない実習補助では、学生に対する影響は大きく違うのであり、教育面でも不利益がないとの控訴人の主張は採用できない。

○名古屋女子大学事件 名古屋地裁判決 2014年9月18日

講義や演習等は、大学教授にとっては自分の研究内容・成果の発表をし、さらなる研究の進展を図る機会もあるから、講義や演習等を行うということは、雇用契約上の権利でもあると解するのが相当である。

○同事件 名古屋高裁判決 2015年4月13日

控訴人学園は、大学教授である被控訴人に対し、大学職員が交替で監視する中で漢字検定等の過去問題を何度も解くことを指示したり、学生のいない教室で控訴人学園の幹部らの前で多数回模擬授業をさせたり、他人の授業を見学させたり、課題図書を要約させるなどの意味の乏しい作業をさせたり、何度も反省文を書かせたりして、被控訴人の自尊心を傷つけ、精神的圧迫を加え、大学教授としての本分である研究や教育活動を奪った。…

これらの控訴人学園の被控訴人に対する上記一連の行為は、同人の人格権や名誉を著しく侵害するものであって不法行為に当たり、控訴人学園の行為の執拗さや本件配転命令により仮処分命令を回避するなど行為の悪質性を考慮すれば、被控訴人の被った精神的苦痛に対する慰謝料は●●●万円、弁護士費用は●●●万円と認めるのが相当である。

鶴舞総合法律事務所 開所

30周年のつどいに参加して

つるま法律俱楽部会員

仲川 源久

事務所開所30周年おめでとうございます。

私は、認定NPO法人ぷらっとほーむ御器所事務所の仲川と申します。

さて、私どもぶらっとほーむ御器所事務所が法律事務所の隣に開所して1年、事務局の皆様からも気軽に声を掛けて頂きすぐ馴染みになることができました。そんなことで、つどいには、夫婦で参加させて頂きました。

嬉しいことに、法を、働く者の側に徹底して立ち命と暮らしを守るために、下流老人にならないよう貧困にも正面から向き合い活動している法律事務所がすぐ隣にあることがとても心強く思います。

私ども「ぶらっとほーむ」は平成18年2月10日付けで愛知県知事より認証を受け今年で13年目となりました。基本理念は、以下の3本柱を掲げています。

(1) VISION =目指すべき社会のあり方=

人は誰でも「いつまでも自分らしく生きていきたい」との自己実現のできる社会を目指す。

(2) MISSION =私達の果たすべき役割=

高齢者や障がい者、そして赤ちゃんまで、すべての市民の希望が叶えられ、願いが実現できるよう支援する。

(3) IDENTITY =私達は、何なのか・・・の認識=

市民の権利について考え、志を同じくする、いろいろな立場の人達とともに、社会の変化の中、既存の発想を変え、社会的革新を起こす。そして未来への潮流とする。

私どもの日々の活動は、この3本柱を地で行く支援の連続です。

その意味で、誰もが日本の憲法が体現できるよう鶴舞総合法律事務所の皆様と手を携え支援を必要としている方々に関わって行きたいと思います。

個人としても、昨年9月つるま法律俱楽部に入会し、近々企画されている安曇野ちひろ美術館等をめぐるバスツアーにも参加を予定しています。

最後に鶴舞総合法律事務所の皆様が末永くご活躍されますことを願って、30周年のつどいに参加しての言葉とさせていただきます。

第5回地元の弁護士・税理士・司法書士による無料相談会

日 時：6月13日（水）午後1時30分～午後8時（要予約）

場 所：名古屋市高齢者就業支援センター4階 第1研修室

名古屋市昭和区御器所通3丁目12-1 御器所ステーションビル

つるま法律俱楽部に集う弁護士・税理士・司法書士が一堂に会しますので、法律のことや税金のことなどまとめて相談できます。お気軽におでかけください。

憲法連続講座 第3回—憲法第21条について—

弁護士 安井 一大

表現の自由、という言葉を耳にしたことがある方は多いかもしれません、表現行為はなんでも保障され、何らの制約も受けないのでしょうか。本稿ではヘイトスピーチを例に表現の自由を取り上げます。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

表現の自由として憲法の保障する「表現」行為とは、情報を流通させる行為全般の事です。表現の自由は、自己実現の価値と自己統治の価値を有しているため、憲法上特に重要な権利であるといわれることがあります。自己実現の価値とは、個人が言論活動を通じて自己の人格を発展させるという個人的な価値をいい、自己統治の価値とは、言論活動によって国民が政治的・意思決定に関与するという民主制に資する社会的な価値をいいます。例えば、好きな絵を描いたり楽器を奏でることは自己表現したいという人間の本性として価値がありますし（自己実現の価値）、デモ行進をすることで街ゆく人に政治に関する問題意識を喚起することができます（自己統治の価値）。昨今は、政治的表現を腫れ物に触るように扱う風潮もありますが、政治的表現が制限されてしまうと権力者の横暴を野放しにすることになります。表現の自由はとても重要な憲法上の権利です。

しかし、表現の自由があるからといって、いかなる言論も許されるわけではありません。特に、民族差別的な表現（いわゆるヘイトスピーチ）も、表現の自由として憲法上保障されるから許されるのだという主張がされる場合がありますが、これは誤った理解です。そもそもヘイトスピーチは、対象者の名誉を毀損し若しくは著しく侮辱するものであるため、もはや表現の自由の保障の範囲外です。あまりにも違法性が高く、憲法による保障に値しないのです。最近の裁判例でもヘイトスピーチが表現の自由の範囲外だと明示するものもあります（横浜地方裁判所川崎支部決定平成28年6月2日）。このような表現は、民法上の不法行為に該当し、損害賠償責任が発生します。

一方では表現の自由の重要性を理解して行使し、他方ではヘイトスピーチのような表現に対しては憲法上保障の範囲外であったり価値の低いものであると毅然とした態度で臨む必要があります。ヘイトスピーチを禁止する条例の制定を検討する自治体も出てきています。

最近の相談から

金融機関から合計2000万円以上を返せと言われた方がいました。金融機関から送ってきた資料によれば、消滅時効が完成しており、時効を援用すれば一切払う必要のないものでした。しかし、消滅時効の完成を知らなくても、例えば分割して払いますと言ったり、1円でも払ってしまうなど、債務を承認してしまうと、時効を援用できなくなってしまいます。この件は結局、弁護士が時効を援用する旨の内容証明郵便を出して、合計2000万円以上の債務を一切支払わずに済みました。借りた覚えのないお金の請求を受けたり、借りてからかなり時間が経ってからお金の請求を受けた場合は、一度弁護士にご相談ください。

約120年ぶりの民法大改正で私たちの生活はどう変わる？？

弁護士 廣田 真紀

2017年5月26日、民法の一部を改正する法律が参院本会議で可決、成立しました。これにより契約に関するルールが民法制定以来、大幅に変わります。

2020年4月1日に施行される今回の改正は、日々の暮らしにどのような影響を及ぼすでしょうか。改正の注目点を解説します。

☆法定利率が年5%から変動制に！

利息の利率には、法律上定められている法定利率と、当事者間の合意によって定められる約定利率があります。法定利率は、約定利率を定めていなかった場合などに適用されるものです。現行民法で原則として年5%、商法で商行為によって生じた債務の場合には年6%と定められていました。



改正法では法定利率は年3%とされ、さらに3年ごとに利率を見直す変動制が採用されました。つまり、2020年4月から3年間は年3%ですが、その後は経済情勢に応じて法務省令により利率が定められることになります。

このような改正がされた理由は、金利の低下です。銀行預金の金利をみてみると、1980年頃には定期預金の金利が10%を超えることがありました。現在はほぼゼロに近い数字となっています。その結果、100万円を銀行に預けていても年1000円の利息もつかないのに対して、交通事故の損害賠償額が100万円として1年支払が遅れてしまうと年5万円の利息をもらえることになり、請求を遅らせたほうが請求者に有利になるような状況が生じていました。このような経済情勢にかんがみ法定利率が改正されたのです。2020年以降当面の間は法定利率も低利率が続くと考えられます。

法律豆知識　－内容証明郵便－

内容証明郵便とは、「いつ、いかなる内容の文書を誰から誰あてに差し出されたか」を日本郵便株式会社が証明してくれる郵便です。使用可能な文字や文字数などの制限があり、決められた様式にのっとって作成する必要があります。

契約の解除や貸金の請求など、法的な効果が発生する重要な意思表示や通知の証拠を残したい場合に利用されます。裁判では証拠として提出されることもしばしばです。

子どもの権利

弁護士 石塚 徹

いわゆる「子どもの権利条約」は日本も批准している。また、日本国憲法の「国民の権利」の条項は子ども(=未成年者)にも適用されるといわれている。子どもは人権の享有主体(=人権を持っている主体)とされているのである。

しかし、このことが実際に実現しているかどうかは危うい。大人の勝手な都合や気分によって、子どもの人格が否定されることもしばしばである。

こんな事件があった。

若い夫婦に女の子が一人いて、その子が7歳のとき夫婦は離婚した。父親は、「子どもをくれないのなら離婚しない。」と言い、母親は、どうしても早く離婚したかったので、やむを得ず子どもの親権者を父親とすることに同意し、離婚は成立した。父親は、子どもを連れて名古屋を離れ、遠いN市の実家に移り住んだ。ところが、その5ヶ月後事故で父親が死亡した。すると、子どもと同居していた父親の両親(子どもの祖父母)が祖父を未成年者後見人に選任せよと家裁に申し立てた(その真の理由は、1000万円の父親の生命保険金の受取人が子どもだということ)。それを知った子どもの母親は家裁に親権者変更の申し立てをした。その結果、当然とはいえない母親が親権者になった。このとき子どもは9歳(小学4年生)になっていた。

そこで、母親の代理人である私は祖父母に子どもの引き渡しを求めた。その返事は、「子どもが名古屋に行きたくないと言っている。母親にも会いたくないと言っている。」というので驚いた。私は、「分かりました。でも、子どもの真意を確かめるため、私を子どもに会わせてください。」と頼んだ。祖父母は了解し、私はN市の祖父母の家に行った。そこで、私は子どもと二人だけにしてください、と頼んだ。祖父母は自信満々で「どうぞ」と応じた。子どもと二人きりになった私は、子どもに「今、お母さんが近くで待っている。一緒にここを出て、お母さんのところへ行こう。」と言ったが、子どもは能面の表情で「行かない。」と言うばかり。いろいろなやり取りの後、私は、「お母さんに会いたくないの?」と聞くと、子どもは、「会いたいけど、会ってもまたここに戻って来なくてはいけないから、いや。」と言うのである。そこで、私は、「もう、ここには戻らなくてもいいんだよ。」と言うと、やっと子どもは「本当?」と言って表情を変えた。子どもが祖父母のことを気にして応対していたことが分かったので、私は子どもに「私は、おじいちゃんたちに帰ると挨拶をして外に出て近くで待ってるから、しばらくして遊びに行くとでも言って、出てきてください。」と言って、そのとおりにして外へ出た。外でしばらく待っていると、子どもが一人で外に出てきた。私は近くで待機していた母親に連絡し、母子は久しぶりで再会し、そのまま家路についた。

激怒した祖父母は、私に「弁護士が誘拐をしたと警察に訴えてやる。」と言い、母親には、「保険金をよこさないのなら、お前らを殺して自殺する。」などと言ってきた。母親は、こんな祖父母とは縁を切らないと子どもの将来がどうなるか不安だと考えて保険金を祖父母に渡した。そして、平穏な日々となった。

子どもの幸福を考えるなら、父親が死亡したとき子どもを母親に返すのが当然だと思うが、祖父母は保険金の取得のためにそれを妨害した。子どもは祖父母を恐れたのか、それとも世話になつたので裏切れなかつたのか、なかなか母親と会うとの返事ができなかつた。「子どもの権利条約」には子どもに意見表明権があるとされるが、いろいろな思惑から子どもが真意を発するとは限らない。いろいろ考えさせられた事件だった。

朝鮮半島の現実から学ぼう

弁護士 小 島 高 志



ろうそくデモ（キャンドルパレード）

- ▼ 2016年、韓国大統領（当時）朴槿恵の退陣を求めて、ろうそくを灯した市民デモが行われた。毎週その数を増し、ソウルで150万人、全国で190万人とも200万人ともいわれる規模にふくれあがった。1月29日、国会は与党を含む多数で大統領弾劾訴追決議に至り、憲法裁判所は翌年3月に大統領罷免判決を下した。こうしてろうそくデモは国会を動かし、朴政権を崩壊に追い込んだ。
- ▼ 朝鮮国は第二次世界大戦後、植民地支配から脱した。建国の自主的動きが起きたが、米ソの干渉により国土と国民は南北に分断され、やがて一つの国土に二つの政府が樹立される（48年）。「（他国の介入に振り回されず）我が民族の運命は我々が決定するという民族自主の原則」2018年板門店宣言は当然であり（民族自決権につき国連憲章1条、国際人権規約参照）、南北統一は朝鮮民族の本来の姿への復帰に外ならない。
- ▼ 分断された南の韓国では、共和制を標榜しながら国民を抑圧する独裁政権が続いた（全斗煥退任はようやく1988年）。また韓国の経済成長は独裁政権と結びつく財閥支配と共にあった。封建制が維持され、国民の格差は社会の隅々まで及んだともいう。幾たびも政権や社会の不公正に対し民主化要求運動が起き、弾圧も繰り返された（一例；1980年の光州事件。軍が出動し高校生を含む学生・市民のデモに発砲、死者多数）。
- ▼ 今回のろうそくデモが注目されるのは圧倒的多数による平和的運動が権力を大きく動かすに至ったところにある。なぜ今回のような現象が起き得たのか等々学びたいことは多い。

朝鮮半島の非核化宣言

- ▼ 2018年4月27日、金正恩朝鮮労働党委員長と文在寅大統領の南北首脳会談が実現し、南北統一のテーマに加えて「完全な非核化を通じて、核のない朝鮮半島を実現するという共通の目標を確認した」との板門店宣言が発せられた。歓迎すべき宣言であることはいうまでもない。
- ▼ 「朝鮮半島の非核化」は単に「北の非核化」ではない。当然在韓米軍の核兵器を含む問題である。実は1991年、盧泰愚大統領（当時）が「朝鮮半島非核化」を宣言し、在韓米軍の戦術核は朝鮮半島から全て撤去されたとされる。しかし米国は核兵器の配置を機密とする。米軍の核兵器全面撤去を鵜呑みにする人はいないだろう。その後の歴史的経過をも基礎にすれば、のど元に核を突きつけられている北が直ちに一方的に核を放棄するとは考えにくい。朝鮮半島の完全非核化は在韓米軍の対応に大きく関わる。
- ▼ ところがわが国首相も米国大統領ももっぱら北の核廃絶だけを求める。マスコミは彼らの発言を垂れ流すが、その根本的欠陥、不公正さを指摘するものは少ない。米軍が威迫行動を強めるほどに北が核廃絶を渋れば「やはり北朝鮮は信用できない」「約束を守らぬ横暴な北朝鮮」とされ、日本国民の北に対する偏見が助長されるだろうことは目に見えている。そして非核化は遠のく。

朝鮮を知る

わが国内には、古い差別観念、マスコミ等を通じて再生産される特別視観念が存在するようだ。隣国への理解なしに地域の平和が実現できないのだとすれば、改めて朝鮮半島の歴史と現実を学ぶことが急務に思われる。それはわが国の歴史と現状を見るうえでも重要な視座を提供するように思われる。

朝鮮半島の現実から学ぼう会

6月9日（土）午前10時～12時30分 法律事務所会議室にて
講師 羅 一慶先生（ソウル市出身） ろうそくデモ、半島非核化、慰安婦問題等

つるま法律俱楽部会員のみなさんへ ～無料法律相談をお気軽にご利用下さい。～

★新たに土曜相談日を設けました。

◎相談日時 平日午前10時～午後6時

第2土曜日（午前10時～12時）、第4土曜日（午後1時～3時）

上記時間外の相談についても対応させていただきます。

事前に必ず電話予約（受付時間 平日午前9時～午後6時）をお願いします。

◎電話相談 簡単で短時間の相談は、電話でもお受けします。

◎会員さんに紹介された方も、初回に限り30分の無料相談が受けられます。

法律俱楽部勉強会「知っておきたい賠償責任と保険の知識」

日 時 7月10日（火）午後6時半～7時半 法律事務所会議室

講 師 弁護士安井一大 仲野丘人（みらい保険事務所）

交通事故に遭い、自分には過失が全くない場合、自分には非がないにもかかわらず、相手方や相手方保険会社との示談交渉は、弁護士に委任しない限り、自分で行わなければなりません。賠償責任と保険の関係は、身近な問題にもかかわらず、意外と知らないことがあります。今回は、交通事故を例に、知っておきたい賠償責任と保険の知識について勉強会を行います。

※終了後法律俱楽部世話人会を行います。

低山歩こう会

6月 9日 滋賀県 靈仙岳 1,084m

9月 8日 岐阜県 鷲ヶ岳 1,672m

11月 25日 錫丈岳 三重県 676m

どなたでも参加いただけます。事務所まで連絡下さい。詳しい案内をお送りします。



支え合う会 ♪ぴーぷる♪

総会 6月16日（土）午前10時～12時 法律事務所会議室

詳細は同封の♪ぴーぷる便り♪をお読み下さい。

いのちを守る3000万署名 お礼とご報告

前回のたよりでお願いしました「安倍改憲NO！憲法を生かす全国統一署名」に多くのみなさまから署名をお送りいただきました。誠にありがとうございました。全国市民アクションからは4月30日現在、署名数が1350万人を超えたとの発表がありました。

今国会での改憲発議は安倍内閣の支持率低下にともない事実上不可能となりました。1350万人の署名は大きな成果をあげたといえます。

しかし、なおも「年内の早い時期に発議をめざす」声もあり、安倍改憲を止めるため今後も署名運動を継続していきます。（法律事務所のホームページから署名用紙をダウンロードできます。）

鶴舞総合法律事務所

〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地

エスティプラザ御器所4F

TEL(052)852-1220/FAX(052)852-1227

(2017年6月～2018年5月)
の会費が未納の方には、郵便局の振込用紙を同封させていただきます。